

改定後

長野県建築工事積算要領第8に規定する基準等の適用について

「長野県建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）第8の規定に基づき、「長野県建築工事積算基準」（以下、「積算基準」という。）第4から第6に定める基準等及び「積算要領」に定める基準等の適用年版を、次のように定める。

	「積算基準」第4から第6に定める基準等	適用年版
1	公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	平成28年12月版
2	公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和5年版
3	公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和5年版
4	公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和5年版
5	公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和6年改定版
6	公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和6年改定版
7	公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
8	公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
9	公共建築工事内訳書標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
10	公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和6年改定版

改定前

長野県建築工事積算要領第8に規定する基準等の適用について

「長野県建築工事積算要領」（以下、「積算要領」という。）第8の規定に基づき、「長野県建築工事積算基準」（以下、「積算基準」という。）第4から第6に定める基準等及び「積算要領」に定める基準等の適用年版を、次のように定める。

	「積算基準」第4から第6に定める基準等	適用年版
1	公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	平成28年12月版
2	公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年版
3	公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年版
4	公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年版
5	公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和6年改定版
6	公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和6年改定版
7	公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
8	公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
9	公共建築工事内訳書標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和5年改定版
10	公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和6年改定版

	「積算要領」第4に定める歩掛り	適用年版		「積算要領」第4に定める歩掛り	適用年版
11	公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和6年改定版	11	公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）	令和6年改定版
12	営繕積算システム(RIBC)等開発利用協議会歩掛り	令和6年版	12	営繕積算システム(RIBC)等開発利用協議会歩掛り	令和6年版
13	公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和5年度版	13	公共住宅建築工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年度版
14	公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和5年度版	14	公共住宅電気設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年度版
15	公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和5年度版	15	公共住宅機械設備工事積算基準（公共住宅事業者等連絡協議会）	令和元年度版
附則			附則		
1 この基準等の適用は、平成29年3月1日から適用する。			1 この基準等の適用は、平成29年3月1日から適用する。		
2 この基準等の適用は、平成29年7月1日から適用する。			2 この基準等の適用は、平成29年7月1日から適用する。		
3 この基準等の適用は、平成29年10月1日から適用する。			3 この基準等の適用は、平成29年10月1日から適用する。		
4 この基準等の適用は、平成30年7月1日から適用する。			4 この基準等の適用は、平成30年7月1日から適用する。		
5 この基準等の適用は、令和元年7月1日から適用する。			5 この基準等の適用は、令和元年7月1日から適用する。		
6 この基準等の適用は、令和2年7月1日から適用する。			6 この基準等の適用は、令和2年7月1日から適用する。		
7 この基準等の適用は、令和3年7月1日から適用する。			7 この基準等の適用は、令和3年7月1日から適用する。		
8 この基準等の適用は、令和4年7月1日から適用する。			8 この基準等の適用は、令和4年7月1日から適用する。		
9 この基準等の適用は、令和5年8月1日から適用する。			9 この基準等の適用は、令和5年8月1日から適用する。		
10 この基準等の適用は、令和5年11月1日から適用する。			10 この基準等の適用は、令和5年11月1日から適用する。		
11 この基準等の適用は、令和6年5月1日から適用する。			11 この基準等の適用は、令和6年5月1日から適用する。		
12 この基準等の適用は、令和6年8月1日から適用する。			12 この基準等の適用は、令和6年8月1日から適用する。		
<u>13 この基準等の適用は、令和7年5月1日から適用する。</u>					